

「プラスマ」を未来へつなごう 清流の国！

岐阜県プラスチック・スマート事業所

ぎふ、プラスマ！

大募集！

環境にやさしい事業所として岐阜県がPRします！

脱炭素、大気汚染や海洋汚染の防止などを通じて持続可能な社会・自然環境を構築していくため、使い捨てプラスチック製品使用の合理化や再生可能原料への代替などに取り組む事業所を「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」として登録する制度を創設しました！「ぎふプラスマ!」に登録して、オール岐阜でプラスチック資源循環を促進しませんか？



こんな取組みで応募できます

使い捨ての
プラスチックスプーン、
必要か確認！

社内のプラごみを
きちんと分別！

**再生可能な
原料**を使用！

テイクアウトの容器は
**繰り返し
使用可能！**

こんないいコトあります

- ・岐阜県プラスチック・スマート事業所の**登録証**を発行！
- ・モデル的事业所として県民に向け**対外的に取組みをPR!**
- ・**ポスター・ステッカー**を啓発資材として提供!

詳しくは裏面で▶

さらに！「ぎふプラスマ!」制度への登録を要件とした**融資制度**及び**協調保証制度**があります。

▶岐阜県中小企業資金融資制度

県は、県内の中小企業者の皆さまに、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達していただくために、岐阜県中小企業資金融資制度(県制度融資)を設けています。本制度は、長期固定の低金利です。信用保証料の一部を県が負担します。

※上記県制度融資の詳細は、県HPをご確認ください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html>



▶SDGs協調保証制度

県信用保証協会と金融機関は、中小企業者の皆さまの金融の円滑化、SDGsの推進及び地域経済の発展を図るため、SDGs協調保証制度を設けています。事業に必要な設備資金及び設備導入に要する経費を対象とし、保証限度額は最大で160,000千円です。

※上記協会制度の詳細は、県信用保証協会HPをご確認ください。
<https://www.cgc-gifu.or.jp>



募集対象 プラスチック資源循環に資する取組みを1つ以上実施している岐阜県内の事業所

応募方法 裏面届出書に必要な事項を記入のうえ、以下の届出先へ郵送、FAX、メールにて送付してください。届出書は右の二次元コードからも入手いただけます。



(県HP)

岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8214 (直通) FAX：058-278-2607 E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp



取組例

取組内容	具体例	対象事業所
①使い捨てプラスチックの使用合理化	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、かみそり、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用のカバー、レジ袋の使用合理化 環境に配慮した容器の導入 等	スーパー等 飲食店等 クリーニング店等
②再生材や、バイオプラスチックや紙などの再生可能資源への適切な代替を促進	<ul style="list-style-type: none"> 紙ストローへ変更 バイオプラスチック配合レジ袋の使用 再生可能資源を原料とした製品の製造 生分解性プラスチックの開発・研究 等	飲食店等 スーパー等 製造業等
③使用済みプラスチック資源のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 食品トレー、ペットボトルの回収 プラスチックごみの分別・適正処理 再生プラスチックを使用した製品の製造・販売 等	スーパー等 全業種 製造業、小売店等
④その他のプラスチック資源循環に資する取組み	<ul style="list-style-type: none"> 従業員へのマイバックやマイボトルの使用促進 プラスチックごみ削減に関する啓発 海洋プラスチックごみ対策としてのボランティア清掃 等	全業種

岐阜県プラスチック・スマート事業所 登録届出書

該当するものに✓を入れてください
新規 更新 再交付

1 事業所の概要

事業所名称		
所在地	〒	
URL	(県ホームページからリンク希望の場合) http://	
事業所の種別	岐阜県内の取組事業所数	
担当者 ・ 連絡先	担当部署	担当者氏名
	TEL	FAX
	電子メール	
	啓発資材の送付先(上記所在地と違う場合)	
確認事項	<input type="checkbox"/> ←以下について間違いのないことを確認の上チェックをお願いします。適合しない場合は登録できません。 届出者(法人によっては、その役員)は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。	

2 プラスチック資源循環に資する取組み

(1)取組内容や具体的取組について上記「取組例」を参考に、御記入ください。

取組内容	具体的取組	対象商品(該当がある場合)

(2)県では登録事業所の取組みを県民の方へもPRしていく予定です。PRにあたって、登録事業所の取材をさせていただく場合があります。貴事業所への取材の可否について御記入ください。取材「可」の場合、PRポイントなどありましたら御記入ください。

取材の可否	PRポイント
-------	--------

FAX: 058-278-2607

岐阜県環境生活部
廃棄物対策課 宛



(県HP)